

Jリーグクラブにおけるホームスタジアムの自主運営着手に関する研究 ～指定管理者制度に着目して～

A study of begin at administration of stadium by J-league club
focus on designated administrator system

1K07B092-2

指導教員 主査 原田宗彦 先生

齋藤 友里亜

副査 武藤泰明 先生

【背景】

プロスポーツクラブがスタジアム運営を行うことは、収入、サービス向上の面等で様々なメリットがあると言われる。松原(2008)は、「スタジアムはプロスポーツチームの活動にとって根源的な存在であり、安定した経営ができるかどうかは、すべてスタジアムの有効活用にかかっていると言っても過言ではない」としている。

2003年9月に自治法第244条が改正され、地方自治体が管理運営を行う「公の施設」を、民間事業者が「指定管理者」として管理運営を受託できるようになり、プロスポーツクラブがホームスタジアムの管理運営を行えるようになった。しかし、現状ではこの指定管理者制度を利用し、スタジアム運営に着手したプロスポーツクラブは少ない。特にJリーグクラブのホームスタジアムにおいては、単独で管理運営を行うチームは鹿島アントラーズのみとなっている。ホームスタジアムをホームクラブが運営することによって、スタジアムの有効活用を成し遂げ、今後安定したクラブ経営を達成するには、指定管理者として選定を受けることが大きなカギとなるだろう。

このような考えから著者は、今後Jリーグが安定的な経営を行い、日本サッカーが発展し続けていく為の現実的な手法として、「Jリーグクラブが指定管理者として選定を受け、ホームスタジアムの運営を行うこと」が必要であると考え、本研究に着手した。

【目的・方法】

本研究では、Jリーグクラブがホームスタジアムの自主運営に今後着手する為の方策を、指定管理者制度に焦点を当て、自治体の持つ認識や、Jリーグクラブが指定管理者に選定を受ける為に求められる要素について等の調査を進め、今後Jリーグクラブが指定管理者としてホームスタジアムの運営に名乗り出るにあたって参考となる有益な情報を提示することを目的とした。その為に実際に指定管理者としてクラブがホームスタジアムの運営を行っている例とそうでない例をモデルに持

つクラブ、自治体(鹿島アントラーズ、茨城県、埼玉県、横浜市)に対して、インタビュー調査を行った。

【結果・考察】

インタビュー結果から、現状で、Jリーグクラブがホームスタジアム指定管理者として選定されるにあたって、選定要素に欠如しているものは、スタジアム管理のノウハウであった。Jリーグクラブに対する自治体や地域住民の抱く良いイメージや親近感、クラブの勝率や経済的な安定性も選定の要素として絡み、一方でJリーグクラブの特有の強みとしては、スタジアム使用のノウハウがあることであった。

よって、Jリーグクラブが指定管理者に選定を受けるには、サッカーの試合以外での具体的なスタジアム活用案の構築、管理ノウハウの取得、地域密着活動強化等による親近感やクラブイメージ向上、クラブ経営の安定化が必要とされることが考えられる。また、実質的な指定管理者としてスタジアムの運営に着手する為には、スタジアムの付加価値を高める能力が必要とされ、クラブの存在価値を高める事や、自治体との信頼関係を構築することが、選定の一要素になることが分かった。

【結論】

Jリーグが指定管理者に選定を受けるにあたって、以下の項目が必要要素であることが判明した。

1. スタジアムの管理能力
2. 具体的スタジアム活用案
3. イメージや親近感
4. 勝率・経済的安定性
5. クラブチームの存在価値の上昇
6. 自治体との信頼関係の構築

これらの要素を念頭に置き、管理のノウハウを外部から組み込むこと、具体的なスタジアム活用案の構築、イメージアップや存在価値上昇を目的としたホームタウン活動や、一層の経営努力、自治体との頻繁なコミュニケーションによる信頼関係の構築が、Jリーグクラブにおける、ホームスタジアムの指定管理者選定に繋がるだろうと著者は考える。